

令和5年3月17日

関係各位

(公財)全国高等学校体育連盟バドミントン専門部  
部長 渡邊 励

### 高体連大会における通称デコピンサーブに関する申し合わせについて

日頃より、当専門部の活動に対してご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。  
さて、昨夏の全国高体連バドミントン専門委員長会議の際に、本専門部の見解を述べさせていただいた通称デコピンサーブの対応について、下記の通り「申し合わせ」を令和5年2月3日開催の臨時の同会議にて提案し、票決の結果、反対がなく承認されましたので通知いたします。なお令和5年3月9日付文書で通知したものに修正しています。何卒ご理解のうえ、貴職下の選手に対するご指導の徹底をお願いいたします。

#### 記

- 1 申し合わせについて
  - (1) 通称デコピンサーブは競技規則上認められているが、当面の間、使用をしないことが望ましい。
  - (2) 「デコピンサーブ」の定義は、シャトルを親指と他の指の爪付近で挟み、指ではじいて回転をかけてから打つサービス。
  - (3) 対象大会の開催要項記載の「参加資格の別途に定める規定」(2)ア、「全国高等学校総合体育大会開催基準要項を遵守し、競技種目別大会申し合わせ事項等に従うとともに、大会の円滑な運営に協力すること。」に基づく。
- 2 理由  
高体連の目的である「高校生の健全な発達を図る」ことに合致しない技術だという判断による。  
事例としては、実際に選手同士の軋轢を生み、学校間で解決に及ぶトラブルに発展した例がある。
- 3 対象大会  
令和5年度以降のインターハイとその予選。
- 4 周知方法
  - (1) 各高校生に対しては、各都道府県専門委員長を通じ、令和5年度当初に管轄するすべての学校に係る文書配布と、会議等の機会を通じて周知を図る。
  - (2) 対象大会関係者に対しては、「競技審判上の注意」に本申し合わせを追記し、監督会議と審判会議で説明する。
- 5 その他
  - (1) 今後、国内外の情勢の変化によっては、本専門部の判断で本申し合わせを解除することがある。
  - (2) 本件についての問い合わせは、本専門部事務局まで。